

○松本市外部人材活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内企業の成長を促進し、本市の経済の活性化を図るため、本市の中小企業者が、経営改革のため外部人材の雇用等を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者
- (2) 経営改革 新商品及び新技術の開発、新分野への進出、販路開拓その他売上げの向上を図る取組み、事業の再構築、デジタル化や脱炭素化の推進、組織改革その他経営資源の適正化を図る取組み等により、企業の経営を強化し、当該企業の成長の促進を図ることをいう。
- (3) 外部人材 中小企業者が第7条の規定による交付決定を受ける日において、市外に住所を有し、かつ、当該中小企業者による雇用等が行われていない者をいう。
- (4) 雇用等 人材を雇用し、又は人材に業務を委託することをいう。
- (5) 人材マッチングサービス 職業の紹介、求人及び求職に係る情報の提供、副業及び兼業に係る業務の受注及び発注に係る情報の提供等により、企業と人材とを仲介する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社を有する中小企業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者自らの経営改革のため、当該経営改革に資する外部人材の雇用等を行うこと。
- (2) 外部人材の雇用等に当たり、公的機関、学術機関若しくは公的機関と協定を締結し、又は公的機関から業務を受託している民間事業者が提供する市長が適当と認める人材マッチングサービスを利用すること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が経営改革のために雇用等を行う外部人材に係る次に掲げる経費とする。

(1) 補助対象者が外部人材に支払う給与、報酬、謝礼金、業務委託費又は補助対象者が抱える経営課題等の解決を目的として市内の大学等が実施する調査研究事業に係る研究員活動費（以下「外部人材に係る給与等」という。）

(2) 補助対象者が外部人材に支払う交通費、市内での宿泊費、居住費等（以下「外部人材に係る滞在費」という。）

(補助率等)

第5条 補助金の補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助区分	補助率	補助限度額
(1) 外部人材に係る給与等	2分の1以内	1月当たり15万円を限度とし、合計90万円を限度とする。
(2) 外部人材に係る滞在費		10万円

2 前項の規定にかかわらず、一の年度に既にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けている者であって、同一年度内に新たに補助金の交付を受けようとするものの補助限度額は、前項の補助限度額から当該年度中にこの要綱の規定に基づき既に交付を受けた補助金を控除した額とする。

3 補助対象経費に係る期間は、第7条の規定による交付決定を受け、外部人材の雇用等を開始する日から6月を経過する日までの間とする。

4 補助金の交付は、同一外部人材につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市外部人材活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、対象年度ごと市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要でないとする書類については、添付を省略することができる。

(1) 事業実施計画書

(2) 会社の定款の写し

(3) 登記事項証明書の写し

- (4) 外部人材に係る給与等の額が確認できるもの(給与等に係る交付申請をする場合)
- (5) 外部人材に係る滞在費の額が確認できるもの(滞在費に係る交付申請をする場合)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が外部人材に係る給与等及び外部人材に係る滞在費に係る補助金の双方の交付を受けようとするときは、一の申請において同時に申請しなければならない。

3 申請者は、補助金の交付の申請をするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該年度における交付額等を決定し、松本市外部人材活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、松本市外部人材活用促進事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市外部人材活用促進事業補助金変更承認兼変更交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業を実施した各年度において、当該年度の末日までに、松本市外部人材活用促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施内容報告書
- (2) 外部人材に係る給与等を支払った額が確認できるもの(給与等に係る交付決定を受けた場合)
- (3) 外部人材に係る滞在費を支払った額が確認できるもの(滞在費に係る交付決定を

受けた場合)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該年度において交付すべき補助金の額を確定し、松本市外部人材活用促進事業補助金確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、松本市外部人材活用促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(重複補助の排除)

第13条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった場合には、重複して交付しない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市外部人材活用促進事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申

請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市外部人材活用促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。